

日米地位協定

第二十四条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

- ▶ [第二十四条に関する合意議事録](#)
- ▶ 第二十四条に関連する日米合同委員会合意
 - ▶ [NLPに関する硫黄島の使用\(97年2月\)](#)
 - ▶ [キャンプ・ハンセンの104号線越え訓練の移転\(97年6月\)、
\(実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班の勧告\(96年8月\)\)](#)
 - ▶ [読谷飛行場から伊江島飛行場へのパラシュート降下訓練の移転\(99年10月\)](#)